

令和8年4月に小学校・中学校に入学予定のお子様の保護者の皆様へ

## 就学援助費新入学学用品費の入学前支給のご案内

弟子屈町では、経済的な理由により、お子様を就学させるのにお困りの方に対し、就学援助費のうち、入学に必要な「新入学学用品費」について、入学前支給を実施します。詳しくは下記のとおりとなります。

弟子屈町教育委員会

### 1. 支給の対象となる方

以下のすべてに該当する方

- (1) 申請時に弟子屈町に居住している方（令和8年3月末日以前に町外に転出される方を除く）
- (2) お子様が令和8年4月に弟子屈町立小・中学校に入学予定の方
- (3) 就学援助の要件に該当する方（ただし生活保護受給の方は、福祉事務所から同様の費用が支給されるため対象になりません。）

※新入学学用品費の入学前支給を受けたあと、弟子屈町立小・中学校に入学しなかった場合は返還していただることになりますので、町外転出の可能性がある場合は、申請を行わないでください。

就学援助の要件（前年度又は今年度において、次のいずれかの措置を受けた場合）

- ・生活保護の停止又は廃止を受けた方
- ・市町村民税が非課税の方、または減免を受けている方
- ・個人事業税又は固定資産税の減免を受けている方
- ・国民年金保険料の免除を受けている方
- ・国民健康保険税の減免を受けている方
- ・児童扶養手当の支給を受けている方（児童手当とは異なります）
- ・収入金額が少なく、生活状態が困窮していると認められる方 等

### 2. 申請方法等

#### (1) 申請先

- ・小学校入学予定のお子様は弟子屈町教育委員会（管理課学校教育係）
- ・中学校入学予定のお子様は在学する弟子屈町立小学校

#### (2) 申請時期

令和7年12月1日（月）～令和8年1月20日（火）まで（休業日及び年末年始を除く。）

（裏面に続く）

### (3) 申請に必要なもの

- ・就学援助費新入学学用品費入学前受給申請書（別記様式第1号その2）
- ・就学援助の要件に必要な証拠書類（別紙1参照）
- ・保護者名義の振込口座の口座名義、口座番号等が確認できる書類のコピー

### (4) 申請結果

- ・小学校入学予定のお子様は保護者あてに通知します。
- ・中学校入学予定のお子様は在学する小学校を通して保護者あてに通知します。

## 3. 支給額・支給時期等

### (1) 支給額（お一人につき）

- ・小学校入学予定のお子様 57,060円
- ・中学校入学予定のお子様 63,000円

※上記金額は**令和7年度**における支給額です。**令和8年度**に支給額の変更があった場合は、新年度の第1期支給時期に調整いたします。

### (2) 支給時期

- ・**令和8年2月下旬予定**

### (3) 支給方法

- ・保護者様の口座に直接振り込みます。

## 4. 注意事項

- 今回の新入学学用品費の入学前支給を受けた場合でも、「**令和8年度就学援助制度**（学校給食費などの他の費目）をご希望する場合は入学後に別途申請していただく必要があります。
- 今回の新入学学用品費の入学前支給を受けた方につきましては、「**令和8年度就学援助制度**」の新入学学用品費は対象となりません。
- 新入学学用品費の入学前支給を受けたあと、弟子屈町立小又は中学校に入学しなかった場合は返還していただくことになります。
- 申請書など様式は、町ホームページにも掲載しておりますので、そちらからもダウンロードできます。

### お問い合わせ先

〒088-3292 弟子屈町中央2丁目3番1号  
弟子屈町教育委員会 管理課学校教育係

TEL : 015-482-2945(課直通)